報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications



行政相談
マスコット
キクーン

東北管区行政評価局

令和２年４月17日

自然災害による被災地において住民票を有していない被災者のための支援情報の提供等に関する見直しについて
－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえた参考連絡等－

総務省東北管区行政評価局は、次の行政相談を受け、民間有識者で構成する「行政苦情救済推進会議」（座長：斉藤睦男弁護士）の意見を踏まえ、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県等に対し、支援情報をホームページにおいて丁寧に周知するよう市町村に依頼することなどが望ましい旨の参考連絡等を行いました。

（行政相談の要旨）

県外の大学に在籍している孫が令和元年台風第19号（以下「台風19号」という。）により被災した。孫が住む市町村のホームページを見たところ、被災者生活再建支援制度に基づく支援を受ける場合には、住民票を添えて申請すると掲載されているが、孫は住民票を親元に置いたままで異動していない。このような場合、同制度に基づく支援を受けられるか知りたい。

（制度の概要）

- 被災者生活再建支援制度は、自然災害により**居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し**、最大 300 万円の被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給し生活の再建を支援するものである。
- **支援金申請の際の提出書類の一つとして住民票が必要**とされている。
- **被災地に住民票を有していない被災者も支援金の支給申請を行うことができ、**この場合、**住民登録地の住民票と被災地における居住の実態を確認できる書類の提出が必要**となる。

（当局の調査結果）

○ 98 市町村における状況

今回、被災 3 県において**台風 19 号の被害を受け、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号。以下「法」という。）の適用を受けた 98 市町村のホームページを調査**したところ、**45 市町村が支援金の支給制度に関する情報を掲載**しており、そのうち 32

市町村では支援金の支給申請に住民票が必要と掲載している、さらに **4 市町村では当該市町村の被災地に住民票がない場合の申請方法（※）を掲載**している状況がみられた。

※　被災地に住民票がない場合には、水道･電気等の料金明細等、被災地に居住していたことを確認できる書類の提出で申請が可能であることを掲載している。

○　被災 3 県における状況

・　**県のホームページにおいて**支援金の支給制度について掲載し周知しているものの、**住民票がない場合の申請方法については掲載していない。**

・　市町村に対して、支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法について、市町村担当職員が参集する説明会等において周知している。

・　市町村による現行の情報提供・周知の内容では、**被災地に住民票を有していない被災者が申請しない事態も想定・懸念される点について意見を求めたところ、現行で十分かどうか判断できないとする県がみられる一方、現行で十分であるとする県がみられた。**

○　国立大学等における状況

・　本件行政相談が学生に関する相談であったことから、被災 3 県において法の適用を受けた 8 市町村に設置されている国立大学等 23 大学について調査したところ、台風 19 号により被災した学生の安否把握や就学支援情報の周知等は、回答のあった 22 大学全てにおいて実施されていた。

　一方、住民票がない場合にも支援金の支給申請が可能である等の情報を提供した大学はみられなかったものの、支援金や市町村の見舞金等生活支援情報を周知している大学は 4 大学みられた。

・　市町村の情報提供の取組等について、**被災地に住民票を有していない学生が被災した場合にも、国や地方公共団体の支援が受けられる場合がある旨を市町村のホームページ等で是非情報提供してほしいとする大学は 20 大学**みられた。

　また、学生のり災証明書や被災者生活再建支援金の申請について、今後、市町村と連携して取り組むことを検討したいとする大学は 11 大学みられた。

　なお、郡山市では、浸水被害が発生した区域に設置されていた大学に協力を要請し、大学内にり災証明書申請に係る特別窓口を設け、被災した学生からの一括申請に取り組んだ例がみられた。

（行政苦情救済推進会議の主な意見）

・ **支援金の申請に必要な書類の説明の中に被災地に住民票を有していない場合の取扱いについて記載されていなければ、住民票を異動していない者は支給の対象ではないと思ってしまうのではないか。**

・ **自然災害が頻発しており、災害がいつどこで起きても対応できるように、被災者の立場に立って丁寧に情報提供を行い説明すべき**ではないか。

・ 被災して支援を必要とする人の多くが、市町村ホームページから情報を収集している実態がある。住民票が被災地である居住地にない場合の申請方法について、市町村のホームページでの説明が不十分な例がみられることから、**県は、自ら周知するとともに、市町村に対して、より被災者の立場に立って必要な情報をホームページにおいて丁寧に周知するよう依頼することが望ましい。**

・ 大学による被災した学生に対する支援情報の提供について、典型的な取組例などがあれば、大学に対しても情報提供すべきではないか。

（被災 3 県に対する参考連絡事項）

○ 被災者生活再建支援制度の趣旨を踏まえると、対象となる被災者に対し、漏れなく、適切かつ確実に情報を提供する必要があり、ホームページは、現在、その重要な手段となっているものとみられる。

しかしながら、県では、ホームページで支援金の支給制度は周知しているが、住民票がない場合の申請方法について周知していない。また、法の適用を受けた市町村では、その災害の程度が区々であることなどもあり、支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法に関する情報が相当数の市町村ホームページにおいて掲載されていない状況がみられた。

したがって、**被災 3 県は、住民票がない場合の申請方法について自県ホームページにおいて周知するとともに、県内市町村に対してより被災者の立場に立って支援金の支給制度及び住民票がない場合の申請方法についてホームページにおいて丁寧に周知するよう依頼することが望ましい。**

（国立大学等に対する情報提供事項）

○ 国立大学等では、被災した学生に対する支援として、被災者生活再建支援金や県・市町村の見舞金等の生活支援情報を周知している大学や、り災証明書交付に関して市町村と大学が連携を取っているケースがある。このような例が既に存在していることのほか、住民票がない場合にも支援金制度の利用が可能であるとの情報の公的周知が望まれていることについて、調査対象国立大学等に対し、参考まで情報提供する。

【参考】

東北管区行政評価局行政苦情救済推進会議（令和２年３月31日時点）

行政に関する苦情事案への対応に民間有識者の意見を反映させることにより、国民的立場に立って、苦情の解決とともに苦情の原因である行政の制度・運営の改善を図ることを目的として開催しています。

（構成員）

座長	斉藤　睦男	弁護士
	遠藤　恵子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団評議員
	加藤　睦子	東北行政相談委員連合協議会会長
	神部　光崇	仙台商工会議所副会頭
	鈴木　　淳	河北新報社防災・教育室長
	藤田　祐子	弁護士

【本件照会先】
東北管区行政評価局
首席行政相談官室　伊藤、斎藤
電話：０２２－２６２－７８４０